

## 研修に係る経費について

高度架線技能者育成研修の実施に係る経費には、室内会場を借り上げて実施する場合の借料、講師の謝金・旅費（交通費・宿泊料・日当）、ワイヤロープ加工実習等において使用するワイヤロープ購入費、架線集材現場見学での説明者等に係る経費等がありますが、全て、当法人が負担（支払）しますので、都道府県等の研修実施主体が負担する経費はありません。

### 1. 室内会場の借料

- 研修の室内会場を借り上げて実施する場合の借料（使用料）は、当法人が負担しますので、事前に当法人にご連絡下さい。
- 会場使用料の事前納付が必要な場合には、当法人に連絡いただければ、指定期日までにお支払い致します。
- パソコンやプロジェクターのレンタル料金、お茶代等は支払うことはできません。

### 2. ワイヤロープ購入費

- ワイヤロープ加工実習で使用するワイヤロープについては、受講生の人数に応じた必要量を当法人が購入して、事前に研修実施主体あてに送付します。

### 3. 架線集材現場見学に係る経費

- 集材機による主索を用いた索張り方式で架線集材を実行している現場を見学し、機械集材装置の設置状況の良否を判断する実習を行います。索張り方式は、できればエンドレスタイラー方式やダブルエンドレス方式により架設されている現場が望ましく、事業は休止中でも構いません。
- 作業中の場合は、1時間程度作業を休止してもらうことも検討します。
- 現地見学での機械集材装置設置状況説明等にかかる経費として、説明者への謝金を10,000円支払います。旅費は支給しません。なお、講師が説明する場合については、講師謝金との重複支払はできません。
- 現地見学会場についての経費が発生する場合は、当法人にご連絡下さい。

#### 4. 講師の謝金・旅費（交通費・宿泊料・日当）

---

- 講師の謝金は、研修期間中に講師として従事した期間（25,000 円/日）とします。なお、講師が、県等、当法人と架線計画地等の事前確認を実施する場合、半日単位で1日25,000 円を限度として支払います。
- 通勤は、公共交通機関の利用を原則とし、実費を支給しますが、やむを得ない場合は自家用車の使用を認めます。この場合の交通費は以下のとおりです。
- 通勤距離が片道15kmを超える場合は、37 円/km（保険料、油代、減価償却費等を含む）を限度として交通費を支給します。（片道15 km未満の場合は支給しません。）
- 通勤時間が片道概ね1時間半以上要する者には、宿泊することを認め、宿泊料を定額で9,000 円/日支給します。この場合、宿泊を証明する領収書の提出が必要です。なお、通勤時間を理由とする以外の宿泊には、宿泊料は支給しません。
- 宿泊数は、原則として、4泊とします。（研修が5日間になるため）
- 講師の日当については、宿泊の有無を問わず、日当を2,000 円支給します。
- 講師の謝金、旅費（交通費、宿泊料、日当）の支払いは、当法人と講師の間にて直接振込み等の手続きを実施します。

#### 5. 受講生への給与補填等

---

- 受講生への給与補填はありません。また、交通費、宿泊料等の旅費の支給もありません。研修参加にかかる費用は受講生が負担することになります。